

## 第4章 当面の札幌市の対応

当面の札幌市の対応としては、北海道を中心とする広域的な連携体制及び支援体制の下、前章の7で述べたように、平成16年（2004年）5月の「配偶者暴力防止法」の一部改正に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を保有し、DV被害者の救済及び未然防止のための普及啓発に努めるべきである。

DV対策には、これまでに述べたように「相談」、「一時保護」、「自立支援」、「普及啓発」、「連携」の機能があるが、札幌市内の現状を総合的に評価すると、

「相談」は、窓口としては複数あるものの、中枢となる部分がない。

「一時保護」は、市内には官民合わせて3施設あり、当面は現状の北海道・民間シェルターと役割分担を図り、引き続き民間シェルターの育成・支援をしていく必要がある。

「自立支援」は、これまでは、各区保健福祉部が主体となって福祉施策の一環で対応してきたが、DV対策の体系的な支援になっていない。

「普及啓発」は、各行政機関が実施していて効率性と効果の面でやや不満はあるものの、一応の普及活動は行われているので、拡充しより一層の普及活動が必要である。

「連携」は、不十分な面はあるものの一定の効果を挙げていることから、より効果的で有機的な連携を図るべきである。

と、以上のように評価できる。

したがって、当面は「相談」と「自立支援」に重点をおき、被害者の救済と自立の促進を目指すべきである。

具体的には、札幌市内の相談機関としては、札幌市には各区保健福祉部（母子・婦人相談）と札幌市男女共同参画センターがあり、それ以外にも相談窓口はあるが、その中核となるセンター機能がないことから、今後は、前述した市相談支援センターを設置し中核施設と位置付け、各区保健福祉部（母子・婦人相談）や各相談機関との間において緊密な連携が図られる効率的な仕組みを構築するとともに、この新たな仕組みの中で一時保護施設との連携強化や被害者支援のあり方についても検討すべきである。

また、自立する場合には生活の基盤となる「衣・食・住」の確保と経済的自立のための就労が必要である。これまでは、生活支援は各区保健福祉部が保護施策として、また、就労支援はハローワークでの就職案内等といったように縦割りになっており、必ずしも被害者にとって使いやすいものとなっていなかった。

そこで、相談をはじめとした5つの機能を総合的にかつ機動的にコーディネートできるようなシステム及び被害者個々に応じた支援ができるような体制の整備に向け、市相談支援センターの機能の充実を図っていくことが必要である。

## 第5章 今後の展開

この答申は、平成16年（2004年）5月の「配偶者暴力防止法」の一部改正を受けて、札幌市におけるDVに関する被害者の現状把握と対策の方向性について平成17年（2005年）3月に提出した中間報告を踏まえ、同年4月に札幌市長からなされた諮問に答えたものである。答申に当たっては、中間報告に対する市民からの幅広い意見を聴きながら、さらに検討を重ね、また、具体的な対策のあり方をも視野に入れたものとなっている。

一方、今回の配偶者暴力防止法の改正に伴い、国及び地方公共団体の責務が明確化され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、国は基本方針を、北海道は基本計画を定めることとなった。しかし、現時点では北海道の基本計画が示されていないため、北海道に対しては速やかに策定されることを要望する。

なお、北海道がこれから策定する基本計画に本書と同様の趣旨がすべて盛り込まれることが望ましいが、DV被害者の置かれている現状及び一日も早い救済を考えると、札幌市は、当該基本計画の策定を待たず、実施可能なところから着手することを強く要望する。

## 配偶者暴力相談支援センターの機能

(配偶者暴力防止法抜粋)

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。